

報告第1号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年1月10日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月20日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 112,394円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として112,394円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和6年10月10日午後3時25分頃、千厩町千厩字古ヶ口地内の宅配事業所駐車場において、室根支所地域振興課の職員が公用車を駐車区画に駐車しようとしたところ、隣の駐車区画から後退してきた相手方車両のフロント左側部分に接触し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 40パーセント